

富田林市条例第 号

富田林市きらめき創造館条例（案）

（設置）

第1条 青少年をはじめとした市民の自主的な活動を支援し、及び生涯にわたる学習活動を促進することを目的として、富田林市きらめき創造館（以下「創造館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 富田林市きらめき創造館
- （2） 位置 富田林市常盤町16番11号
（休館日等）

第3条 創造館の休館日及び開館時間は、規則で定める。

（使用の許可）

第4条 創造館の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、富田林市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可に際し、管理運営上必要な条件を付することができる。

（許可の制限）

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- （2） 営利を目的とすると認めるとき。
- （3） 施設を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- （4） 管理運営上支障があると認めるとき。
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、委員会が不適當と認めるとき。

（使用料）

第6条 第4条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、これを減額し、又は免除することができる。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（許可の取消し等）

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消

し、若しくは使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、委員会が特に必要があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第9条 使用者は、施設に特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備は、使用后直ちに撤去して原状に回復しなければならない。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、施設を汚損し、又は破損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第11条 この条例に基づく処分によって、使用者に生じた損害については、市は一切その責めを負わない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(富田林市立福祉青少年センター条例の廃止)

2 富田林市立福祉青少年センター条例(昭和46年条例第28号)は、廃止する。

別表（第6条関係）

施設名称	利用時間帯			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後4時30分から午後6時30分まで	午後7時から午後9時まで
スタディールーム1	700円	700円	500円	500円
スタディールーム2	100円	100円	100円	100円
グループ活動室A	900円	900円	600円	600円
グループ活動室B	500円	500円	300円	300円
グループ活動室AとB	1,400円	1,400円	900円	900円
グループ活動室C	100円	100円	100円	100円
ワーキングルーム	500円	500円	300円	300円

施設名称	利用時間帯				
	午前9時から午前11時まで	午前11時30分から午後1時30分まで	午後2時から午後4時まで	午後4時30分から午後6時30分まで	午後7時から午後9時まで
スタジオ	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円

備考

- 1 利用時間帯とは、会場の準備等を含む時間をいう。
- 2 同一日において2以上の利用時間帯を使用する場合は、引き続き使用することができる。
- 3 市内在住、在学又は在勤の22歳以下の者が半数以上で構成された団体の使用料は、無料とする。
- 4 市内在住、在学又は在勤の者が半数未満の団体の使用料は、10割の額を加算した額とする。